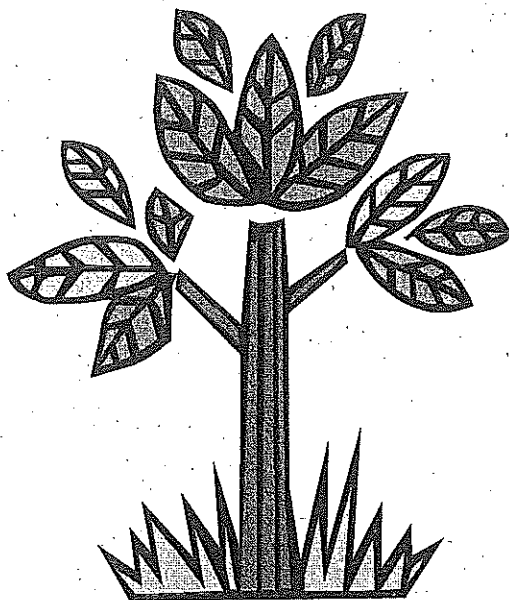


せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



このしおりは、せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度のしくみや申請の手続きについて、

せつめい 説明したものです。ご相談のある方は、お気軽に

しろいししゃかいふくしか 白井市社会福祉課におたずねください。

れんらくさき 《 連絡先 》

しろいし しゃかいふくしか せいかつしえんはん
白井市 社会福祉課 生活支援班

じゅうしょ しろいしふく
【住所】 〒270-1492 白井市復1123

でんわ ないせん
【電話】 047(492)1111 内線 5305～5307

ちよくつうでんわ
【直通電話】047(497)3492

【FAX】 047(497)3499

【 目 次 】

1	生活保護とは	2
2	保護の原則	2
3	保護を受ける前に	3
4	生活保護の種類	4
5	保護費の支払い	5
6	保護が決まるまで	5
7	生活保護費の計算	6
8	あなたの権利	7
9	あなたの義務	7
10	保護費の返還	10
11	病気やけがをしたとき	12
12	介護を受けるとき	13
13	減免されるもの	13
14	地区担当員とは	14
15	民生委員の役割	14
16	関係書類の提出	15

1 生活保護とは

日本国憲法第25条(生存権保障)に基づき、生活に困っている全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて、国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助けることを目的とした制度です。

2 保護の原則

(1) 申請保護の原則

生活保護は、本人やその家族、またはその親族からの申請により開始されます。本人などから保護申請の意思確認を行い、申請の意思を表明された方に申請書を交付します。ただし、緊急切迫した状況にあるときは、申請に基づかず職権で開始することがあります。

(2) 基準・程度の原則、必要即応の原則

生活保護の金額は、国の基準により決められた年齢・世帯構成・所在地・健康状態など必要に応じた保護を行います。

(3) 世帯単位の原則

生活保護は、同居している世帯を単位として行います。世帯の中の一部の人だけが保護を受けることができません。ただし、特別な事情がある場合は、国の定めた基準に基づいて、世帯の中の一部の人だけを保護する(または、保護しない)ことがあります。

3 保護を受ける前に

(1) 能力の活用について

持っている全ての能力を、自立に向けて活用してください。

働ける人は能力に応じて働いてください。

(2) 資産の活用について

持っている世帯の資産で預貯金や貯蓄性の高い生命保険(一部学資

保険を除く)は生活のために活用してもらい、自家用車、居住するの

必要ではない不動産(土地・建物)・宝石・貴金属類は、売却等の処分

をして世帯の生活費にあててください。なお、個別の事情により、保有

が認められる場合がありますので、ご相談ください。また、居住用

不動産を所有している高齢者世帯で、要保護世帯向け長期生活支援

資金の利用が可能な世帯は、この貸付制度を利用してください。

(3) 扶養義務者の援助の活用について

可能な場合は、親子や兄弟姉妹などの扶養義務者(民法上の規定)か

ら援助を受けてください。扶養は保護に優先して行われるものですが、

扶養は保護の要件ではありません。なお、扶養義務者から仕送り

などの収入があれば、その分保護費が減額されます。

原則として扶養義務者に対して扶養照会を行います。福祉事務所が、

DVなどにより「扶養義務履行が期待できない者」と判断した場合は、扶養

しょうかい おこな しょうかい おこな
照会を行わないことがあります。扶養義務者との間に特別な事情がある

ばあい もう で
場合は、お申し出ください。

(4) 他法・他施策の活用について

ねんきん ろうさいほけん こようほけん かくしゅてあて じよせいきん た ほうりつ せいど
年金、労災保険、雇用保険、各種手当、助成金など、他の法律や制度

う すべ かつよう
で受けられるものがあれば、全て活用してください。

4 生活保護の種類

せいかつふじょ いしょく こうねつすいひ にちじょうせいかつ ひつよう ひよう
(1) 生活扶助 衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用

じゅうたくふじょ やちん ちだい じゅうたくほしゅう ひつよう ひよう
(2) 住宅扶助 家賃、地代、住宅補修に必要な費用

きょういくふじょ しょう ちゅうがくせい ひつよう がくようひん きゅうしょくひ
(3) 教育扶助 小・中学生で必要な学用品・給食費など

いりょうふじょ びょうき ちりょう ひつよう ひよう
(4) 医療扶助 けがや病気の治療に必要な費用

かいごふじょ かいご う とき ひよう
(5) 介護扶助 介護サービスを受ける時にかかる費用

しゅっさんふじょ しゅっさん ひつよう ひよう
(6) 出産扶助 出産に必要な費用

せいぎょうふじょ しごと はじ ひつよう ひよう ぎじゅつ え
(7) 生業扶助 仕事を始めるために必要な費用や、技術を得る

ひつよう ひよう こうこうしゅうがくひよう ふく
ための必要な費用(高校就学費用を含む)

そうさいふじょ かそう ひつよう ひよう げんそく ふようぎむしゃ おこな
(8) 葬祭扶助 火葬に必要な費用(原則、扶養義務者などが行う

そうぎいっしき のぞ
葬儀一式は除く)

いちじてき ふじょ とくべつ じじょう ばあい ひふくひ か ぐじゅうきひ
※一時的な扶助 特別な事情がある場合、被服費、家具什器費、

いそうひ にゅうがくじゅんびきんなど くわ ふじょ ないよう ふくしじ
移送費、入学準備金等があります。詳しい扶助の内容は、福祉事

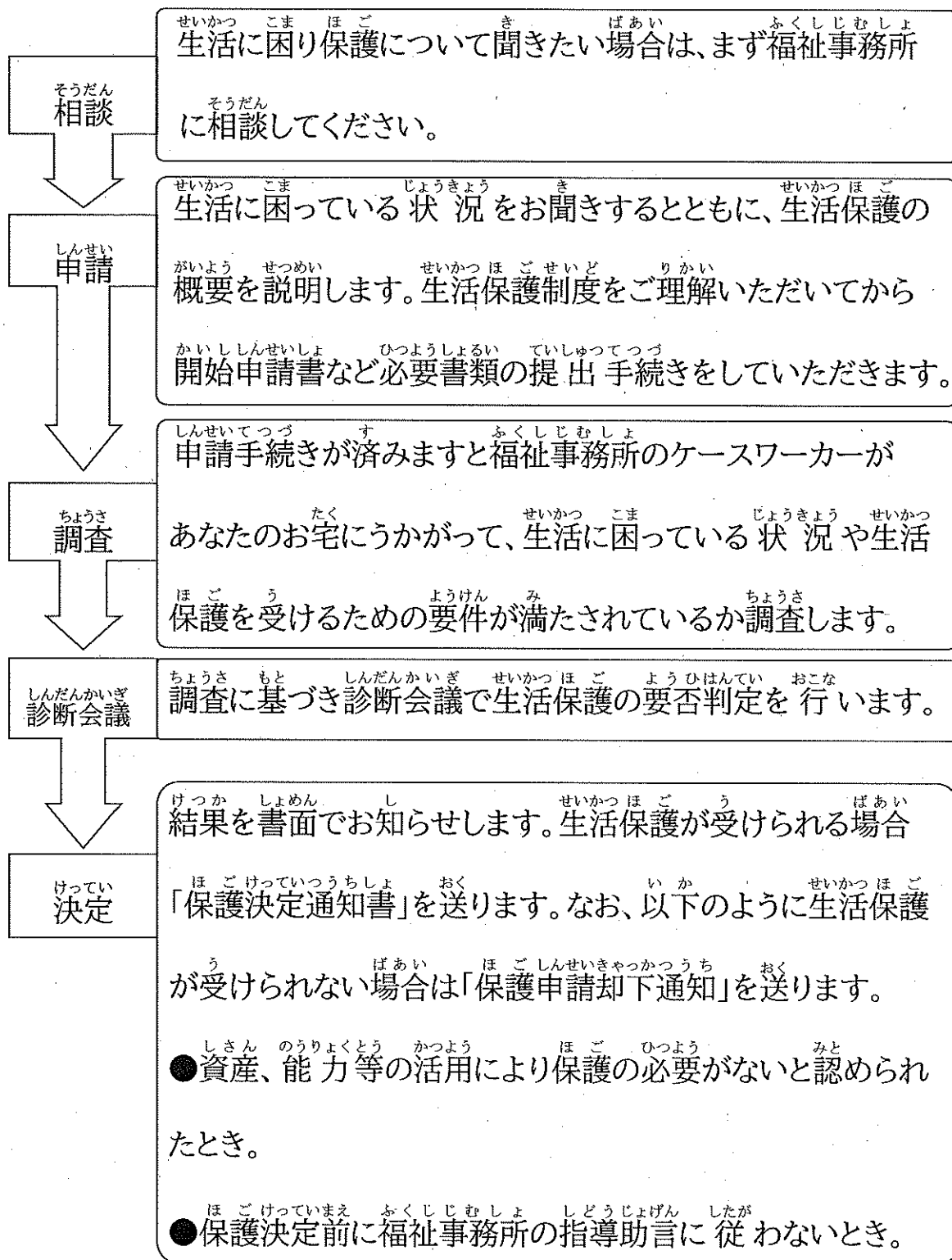
むしょ そうだん
務所へ相談してください。

5 保護費の支払い

保護費は、原則として毎月1日に本人名義の預金口座へ振込みます。

6 保護が決まるまで

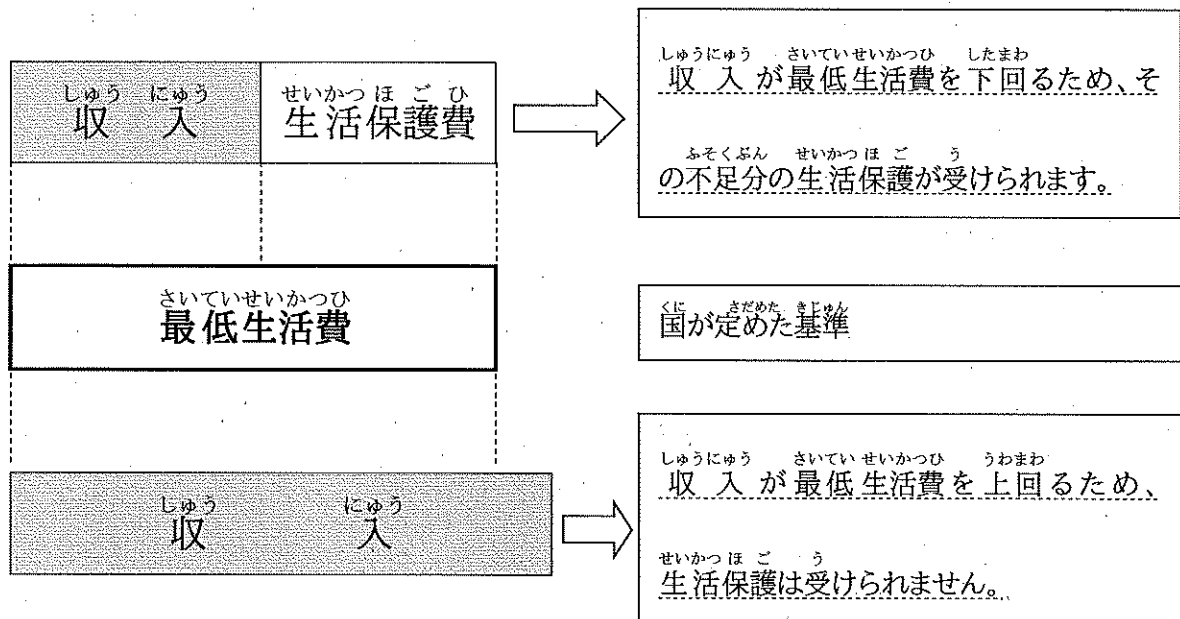
生活保護は、おおよそ次のようにして決まります。



7 生活保護費の計算

$$\text{生活保護費} = \text{最低生活費} - \text{収入}$$

生活保護費は、世帯全員の人数や年齢、収入などをもとに、国が定めた方法で計算した基準(最低生活費)と比べて、収入が少ない場合に、その足りない分が生活保護費として支給されます。



① 最低生活費とは、国で定めた「生活費の基準」による1か月の生活費を最低生活費といいます。最低生活費は、世帯の人数や年齢及び必要な扶助により計算されます。

② 収入とは、給料・年金・手当・仕送りなどの世帯に入った全てのものをいいます。なお、働いた収入については、交通費や社会保険料などの経費のほか、一定額の控除をおこなう特別な取り扱いがあります。

8 あなたの権利

- ① 正当な理由が無ければ、すでに決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。
- ② 保護金品については税金を課せられることはありません。
- ③ 保護金品またはこれを受ける権利を、差し押さえられることはありません。

9 あなたの義務

☆生活上の義務

- ① 福祉事務所の指導や指示には従わなければなりません。
 - ② 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
 - ③ 自分の生活の維持向上と自立のため、できるかぎり努力しなければなりません。
 - ④ 働ける人は、能力に応じて必ず働かなければなりません。
 - ⑤ 生活費は無駄遣いをせず、自分の生活に役立つよう目的に沿って計画的に使わなければなりません。
 - ⑥ 現在活用されている土地、建物以外の資産は処分し、自分の生活のために利用しなければなりません。
- ※ 自動車を持つこと、使用すること、借用することは、原則としてできません。
- ※ 保護を受けているときは、借金をすることはできません。

とどけで ぎ む
☆届出の義務

つぎ ばあい とどけで ひつよう
次の場合は、届出が必要となります。

- ① 給料・賞与など、働いて得た収入があったとき。

※ 高校生など未成年の収入(アルバイト等)も対象になります。

※ 毎月給与明細書などを添えて届け出てください。

- ② 年金、手当、仕送り、養育費等の収入があり、もらう金額が変更

になったとき。また、消費者金融機関からの借入や親族知人等からの

援助も収入となります。

- ③ 住所を変えようとするとき、家賃・地代が変わったとき。

(正当な理由がなければ転居の費用は支給できないため、事前に福祉

事務所へ相談してください。)

- ④ 仕事を始めるとき、辞めるとき、健康保険証(社会保険)が使えるように

なった場合、使えなくなった場合。

- ⑤ 交通事故などの災害にあったとき。

- ⑥ 家族の人に変わったことがあったとき(出生・死亡・結婚・妊娠・

病気・入院・退院・入学・退学・家出など)

- ⑦ その他、生活状況が変わった場合

これらの事実を意図的に隠ぺいすること、収入などの届出を故意に行

わないことなど、不正な手段を使って、本来保護が受けられないのに生活

保護を受けた場合、または、本来受け取れる金額よりも多くの生活保護費

を受け取った場合は、生活保護を不正に受給したことになります。

以上のことを届け出ない場合は、生活保護の停止や廃止、変更となる場合があります。

★保護を受けた場合に禁じられていること

- 故意に届出を怠ったり、虚偽の申請や届出をしたりするなどして、不正な方法で生活保護を受けることは禁じられています。
- 保護費は最低限度の生活の維持を保障するものであり、原則として借金の返済に充てることは禁じられています。
- 生活保護費は、国民の貴重な税金から出ています。あなたの生活で、周囲からわがままや身勝手と受け取られる行為や生活は、不要な非難を受けることがありますので、気をつけてください。
- 暴力団員は、生活保護を受けることができません。

10 保護費の返還

(1) 資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還

資力があるにもかかわらず急迫した事情等のため保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費(医療費等も含む)をすみやかに返還しなければなりません。

— 例 —

- ・交通事故などで損害賠償を受けたとき
- ・生命保険などの保険金等の支払いを受けたとき
- ・不動産(土地・家屋)などが売れたとき
- ・各種年金、手当などをさかのぼって受けとったとき

《生活保護法》

第63条 被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 不正受給の費用徴収と罰則

届出を故意に怠ったり、あるいは偽りの申告をして不正に保護費を受けた場合は、すでに支給された生活保護費(医療費等も含む)を徴収します。さらに、悪質な場合は詐欺罪等で処罰されることがあります。

せいかつほごほう
《生活保護法》

第78条 ふせい しんせい たふせい しゅだん ほご う また たにん
不正の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして
う 受けさせた者があるときは、ほご ひ しべん と どうふけん また しちようそん
保護費を支弁した都道府県又は 市町村の
ちょう ちよう ふう ぜんぶ また いちぶ もの ちようしゅう
長は、その費用の全部又は一部をその者から徴収するほか、その
ちようしゅう がく じょう え がく い か きんがく ちようしゅう
徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収すること
ができる。

第85条 ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほご う また たにん
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして
う 受けさせた者は、もの ねん い か ちようえき また まんえん い か ばっきん しょ
3年以下の懲役又は 100万円以下の罰金に処する。た
けいほう ただしじょう けいほう
だし、刑法の正条があるときは、刑法による。

※※※ けっていいじこう ぎもん
決定事項に疑問があるとき ※※※

せいかつ ほご かいし せたい じょうきょう しゅうにゅう か
生活保護が開始したときや世帯の状況や収入などが変わること
により、ほご ひ がく か せいかつ ほご ていし はいし
保護費の額が変わったり、生活保護が停止や廃止になることがあり
ます。そのけってい つうちしょ し けっていないよう ふめい
決定は通知書でお知らせしますが、その決定内容などに不明
な点があれば、ふくしじむしょ せつめい もと ふくしじむしょ けってい
福祉事務所へ説明を求めてください。福祉事務所の決定
にふふく けってい し ひ よくじつ きさん
不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3
かげつ くない ちばけん ち じ たい ふふくもう た
箇月以内に千葉県知事に対して、不服申し立てをすることができます。

11 病気やけがをしたとき

- ① 病院で治療を受けるときは、病院に行く前に福祉事務所にきてください。診療依頼書をお渡ししますので、病院に提出して治療を受けてください。もし、緊急やむを得ないとき(急病、夜間、休日など)は、受診後すみやかに福祉事務所の担当者に連絡してください。生活保護法の指定医療機関以外の病院で、治療を受けたときは、医療費の実費を払うことになります。
- ② 同じ病気で2か所以上の病院で治療を受けることは原則として認められません。また、県外の病院で治療を受けることは、特別の理由がなければ認められません。
- ③ 社会保険(会社などで出している保険証)のある方は、保護を受けていても保険証が使えます。
- ④ めがね、コルセット、柔道整復(接骨院)など治療に要するものが必要なときは、治療、購入前に相談してください。

※ 国民健康保険(後期高齢者医療保険)に加入している方は、生活保護が決定になった場合、生活保護申請日に遡って、国民健康保険証の資格を喪失します。そのため、生活保護申請中に医療機関を受診する場合は、病院へ行く前に福祉事務所へ報告をしてください。

12 介護を受けるとき

次のいずれの場合も介護認定を受ける必要があります。

事前に福祉事務所へ相談してください。

(1) 65歳以上の方(原因を問わず介護や支援が必要な方)

介護保険サービスを利用することができ、介護保険の自己負担分(利用額の1割)は、介護扶助として支給されます。

(2) 40歳以上65歳未満の方

(老化が原因とされる病気、特定疾病で介護や支援が必要な方)

特定疾病(脳血管疾患、初老期認知症、閉塞性動脈硬化症などの16種類)が原因で介護が必要になった方も、同様のサービスを介護扶助で利用することができます。

ただし、65歳未満で障害者手帳や自立支援医療受給者証(精神通院医療)をお持ちの方は、障害者福祉サービスの利用が優先されます。

13 減免されるもの

生活保護を受けた場合、申請や届出によって次のようなものが減免されます。福祉事務所へ相談してください。

・国民年金保険料 ・NHK放送受信料 ・上下水道使用料

・市県民税、固定資産税、住民票発行などの手数料

14 地区担当員とは

地区担当員(ケースワーカー)は、あなたの自立助長と適正な保護の実施のために、必要な調査や指導援助を行なう福祉事務所の職員です。

生活保護が開始されると、地区担当員が定期的に家庭訪問をし、あなたの家庭の生活状況をうかがったり、いろいろな相談に応じます。

地区担当員は、あなたのかかえる生活上の問題と一緒に考えますので、遠慮なく相談してください。

15 民生委員の役割

それぞれの地区には、福祉事務所と協力関係にある民生委員がいます。困ったことや悩みごとなどの良き相談相手として、必要な助言・指導をおこなってくれます。個人の秘密については固く守りますので、安心してご相談ください。

16 関係書類の提出

申請をされた方は、生活保護を受けるための要件が満たされているか確認するため、該当する書類を提出してください。

※ すべて書類を提出しなければ申請ができないということではありません。

[共通]

- ☐ 銀行・信金・郵便局等の預貯金通帳(記帳済のもの)
- ☐ 健康保険証
- ☐ 医療の限度額認定証(医療機関等に入院している場合)
- ☐ 介護の限度額認定証(介護施設等に入所している場合)
- ☐ 年金手帳・年金事務所発行の加入記録
- ☐ 扶養義務者(親・子・兄弟姉妹)の住所・氏名・電話番号

[高齢者]

- ☐ 介護保険被保険者証(在宅や施設で介護サービスを受けている場合)
- ☐ 年金振込通知書
- ☐ 年金証書

[他法]

- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 療育手帳

☐ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳

☐ じりつしえんいりようじゅきゅうしゃしょう
自立支援医療受給者証

☐ じゅうどしんしんしょうがいしゃ じ いりようひじよせいじゅきゅうしゃしょう
重度心身障害者(児)医療費助成受給者証

☐ こ じりようひじよせいじゅきゅうけん じどうふようてあてしょうしょ
子ども医療費助成受給券、児童扶養手当証書

☐ ざいりゅう
在留カード

[きんろうしゃ勤労者]

☐ ぜん げつ きゅうよめいさいしよ きゅうよしようめいしよ
前3か月の給与明細書、給与証明書

☐ こよう ほけんじゅきゅうしかくしゃしょう
雇用保険受給資格者証

☐ りしょくひよう
離職票

[じゅう きょ住居]

☐ けいやくしよ やちんしょうめい
アパートの契約書、家賃証明

☐ とち たてもの とうきずみしょう とうきぼとうほん
土地、建物の登記済証、登記簿謄本

[たその他]

☐ せいめいほけんしょうしよ
生命保険証書

☐ じ かようしゃしゃけんしょう うんてんめんきょしょう
自家用車車検証、運転免許証

☐ がくせいしょう ざいがくしょうめいしよ こうこう だいがく
学生証または在学証明書(高校・大学)

☐ マイナンバーカード

メモ